別表六の二（十六）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の２第１項から第３項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の２第２項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「基準雇用者割合 $\frac{(2)}{(1)}$ (3)」の欄は、「当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計（各連結法人の別表六の二(十六)付表一「４」の合計） (1)」の欄が０である場合には、記載を要しない。

3　「当期税額基準額 (10)×$\frac{10又は20}{100}$ (11)」の欄は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が租税特別措置法第68条の15の２第１項に規定する中小連結親法人である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。

4　「地方事業所基準雇用者数の合計（各連結法人の別表六の二(十六)付表一「17」の合計)－(各連結法人の別表六の二(十六)付表一「18」の合計)（マイナスの場合は０） (15)」の欄の記載に当たつては、各連結法人の別表六の二(十六)付表一「17」の内書に数の記載がある場合には、その数を当該各連結法人の「別表六の二(十六)付表一「17」」から控除して計算すること。

5　「(3) ≧ 0.1 又は (1) ＝ 0 の場合 (50万円×(16))又は(60万円×(18)＋50万円×((20)＋(22))＋40万円×(24)) (25)」の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成29年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「(50万円×(16))又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(60万円×(18)＋50万円×((20)＋(22))＋40万円×(24))」を消すこと。

6　「同上以外の場合 (20万円×(16))又は(30万円×(18)＋20万円×((20)＋(22))＋10万円×(24)) (26)」の欄は、連結親法人事業年度が平成29年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「(20万円×(16))又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(30万円×(18)＋20万円×((20)＋(22))＋10万円×(24))」を消すこと。

7　「地方事業所特別基準雇用者数の合計（各連結法人の別表六の二(十六)付表一「32」の合計） (33)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　租税特別措置法第68条の15の２第３項各号に掲げる連結法人の当該連結事業年度の同条第５項第12号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を含めないで記載すること。

(2)　各連結法人の別表六の二(十六)付表一「34」の欄に数の記載がある場合には、その数を当該各連結法人の「別表六の二(十六)付表一「32」」の数として合計すること。

8　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度が１年に満たない場合には、「地方事業所特別税額控除限度額 30万円×(33)＋(各連結法人の別表六の二(十六)付表二「13」の合計) (34)」の欄中「30万円」とあるのは、「30万円×$\frac{当該連結親法人事業年度の月数}{12}$」として記載すること。